



中山間集落 見守り活動支援事業



目的

中山間地域等で事業活動を営む事業者と行政機関が連携し、住民の日常生活の異常等を早期発見する体制を整備することにより、安全で安心して生活できる地域づくりを推進します。

事業の流れ

1. 協定の締結

中山間地域等で事業活動を行っている事業者と、本市及び県との間において、見守り活動を行うための協定を結びます。



2. 見守り活動の実施

通常の事業活動を行う中で、日常と異なる状況等を確認した場合、本市の通報窓口等に連絡・通報をしてもらいます。
(例) 新聞受けに新聞が大量にたまっている等



3. 確認・支援活動の実施

本市は、区長や民生委員等と連携し必要な対応を行います。
(例) 現場確認等



新たに協定締結しました！

■ 締結先

株式会社山陰合同銀行

■ 事業内容

銀行業

■ 見守り対象地区

鳥取市全域

■ 協定期間

令和4年3月15日から

令和5年3月14日の1年間

※協定締結者からの終了の意志表示がなければ1年間更新



お問合せ

鳥取市役所
市民生活部 地域振興課

〒680-8571 鳥取市幸町7-1 (本庁舎2階)

TEL: 0857-30-8172

FAX: 0857-20-3919

✉ chiikishinko@city.tottori.lg.jp